

明石市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の  
基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則  
を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下第3条において「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則又は明石市工場立地法地域準則条例（令和4年条例第14号）の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域（以下「対象区域」という。）並びに当該対象区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

対象区域	緑地面積率	環境施設面積率
二見町南二見の区域のうち、法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として指定された区域	100分の1以上	100分の1以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下この条において「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(特定工場の敷地が対象区域の内外にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地の対象区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「対象区域割合」という。）が2分の1を超えるときは同条

の表の規定を当該敷地の全部に適用し、対象区域割合が2分の1以下であるときは同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第6条 特定工場の敷地が明石市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(周辺環境への配慮)

第7条 第3条の規定による緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、緑地の質的な充実、緑化の推進に役立てる活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。